

医療機関のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら…

ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療機関との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- レイプ(膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害)、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- レイプドラッグなどによる被害もあります。
- 被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。



性暴力は、「性犯罪」となる場合もあります

例えば…

- ☒ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☒ 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「**あなたは悪くない**」「**あなたに落ち度も責任もない**」と、繰り返し伝えてください。



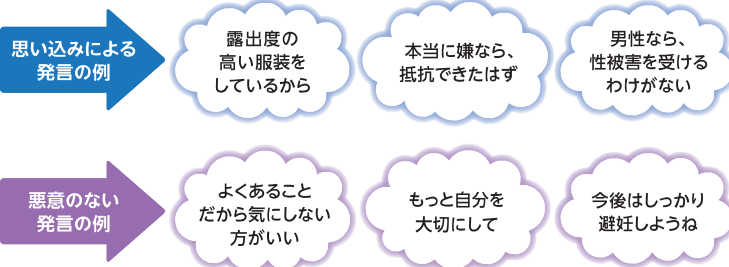
コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「**二次被害**」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

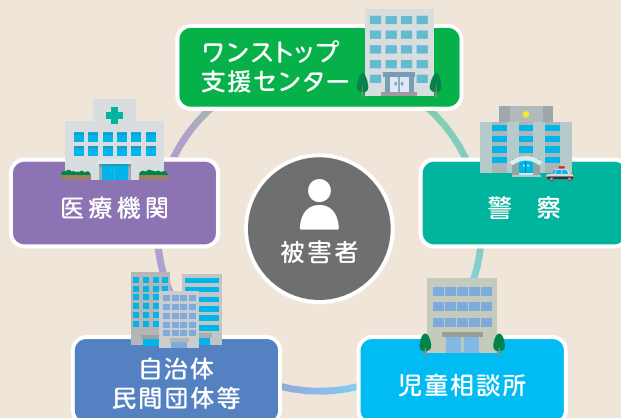
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ
支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。
(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

#8891

ひかり電話

0120-8891-77

通話料無料
24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

03-5253-2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111 (代表)